

リゾート地域の開発・整備に関する政策評価書（概要） （政策の総合性を確保するための評価）

通知先：総務省、農林水産省、
経済産業省及び国土交通省
通知日：平成 15 年 4 月 15 日

評価の対象とした政策等

評価の対象とした政策

総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号。以下「リゾート法」という。）に基づく総合保養地域の整備の促進に関する政策

リゾート法は、総合保養地域の整備（良好な自然条件を有する等の一定の地域について、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備）を促進することにより、ゆとりのある国民生活のための利便の増進と当該地域及びその周辺の地域の振興を図ることを目的

評価の観点

リゾート法に基づき主務省（総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）等が行う総合保養地域の整備の促進に関する政策について、所期の効果をあげているかという観点から総合的に評価

評価担当部局：総務省行政評価局

政策効果等の把握の手法及びその結果

【政策効果等の把握の手法】

本評価においては、総合保養地域の整備の促進に関する政策の効果を、

本政策の実施により総合保養地域の整備が促進されること（同意（承認）基本構想に基づき、民間事業者等による特定施設が計画的に整備されること等）

総合保養地域の整備によりゆとりのある国民生活のための利便の増進及び地域振興が図られること

の 2 つに分けて把握

また、本政策立案当時から今日までに、本政策を取り巻く社会的経済的環境がどのように変化しているかについても把握

なお、費用対便益分析については、分析手法の未確立、データ把握の困難性等から未実施

【政策効果等の把握の結果】

1 総合保養地域の整備の促進

- 総合保養地域の整備に当たっては、主務大臣が定めた基本方針（昭和 62 年 10 月）及び都道府県が作成し主務大臣の同意（承認）を得た基本構想に基づき、長期的な展望に立ちつつ、当面おおむ

ね 10 年間程度を目標として、計画的・一体的に整備することとされている。

- ・ 平成 14 年度末で 41 道府県において 42 の基本構想を作成

いずれの特定地域においても、基本方針及びこれに沿った基本構想において想定されたようには特定施設の整備は進んでいない

整備が完了し供用された特定施設の割合

- ・ 全 42 特定地域 平均 20%
- ・ 27 特定地域（承認後 10 年以上経過） 平均 20%、最高 53%

[平成 13 年 1 月 1 日現在]

323 重点整備地区のうち、

- ・ 基本構想同意（承認）後供用された特定施設が全くない地区 55（17.0%）
- ・ 上記を含め、最近 5 年間に新たに供用された特定施設が全くない地区

170（52.6%）

[平成 13 年 1 月 1 日現在]

整備中の特定施設（309）のうち、工事未着手又は中断（171） 55.3%

計画中、構想中の特定施設（5,763）のうち、事業主体が未確定（2,581） 44.8%

[平成 13 年 7 月現在]

2 ゆとりのある国民生活のための利便の増進及び地域振興

ゆとりのある国民生活のための利便の増進及び地域振興が図られることの具体的効果については、

- ・ 具体的な目標の設定がされておらず、その達成度合いを判断できる十分な指標がない
- ・ 効果の把握のために必要なデータも、供用されている特定施設の利用者数、売上高、雇用者数等の限られたデータにとどまっている

ことから、その達成状況についての十分な評価を行うまでには至らなかった。

これらの効果の測定については、具体的な目標の設定やその達成状況を判断できる指標などを整備した上で、所要のデータの把握に努めることが必要

こうした制約の中で、当省が把握した結果は以下のとおり。

供用された特定民間施設における年間延べ利用者数、雇用者数は、基本構想作成時の見込みを大きく下回っている

基本構想の承認後 10 年以上が経過し当省がデータの把握ができた 20 特定地域における当初見込み（10 年経過後）に対する実績の割合（全体）

年間延べ利用者数 22.2%（3,746 万人/16,897 万人）[平成 12 年度]

雇用者数 17.9%（169 百人/944 百人）[平成 13 年 4 月 1 日現在]

政策に係る背景事情等

本政策の立案当時においては、国民の余暇時間の増大が着実に進み、それに対応して滞在型の余暇活動への需要が顕在化してくることから、長期滞在型のリゾート施設の整備の必要性が増大するとの認識

国民の自由時間は増大しているものの、国内の旅行・宿泊は減少傾向、海外旅行者は増加

	平 3	平 12
1人当たり年間旅行回数	1.73回	1.52回
1人当たり年間宿泊数	3.05泊	2.47泊
1回当たり平均宿泊数	1.76泊/回	1.62泊/回
国内旅行者数	21,500万人	19,300万人
海外旅行者数	1,063万人	1,781万人

意 見

本政策の実施による効果等の把握結果からは、本政策をこれまでと同じように実施することは妥当でなく、社会経済情勢の変化も踏まえ、政策の抜本的な見直しを行う必要があり、そのためには、まず、主務大臣が定める基本方針及び道府県の同意（承認）基本構想の徹底した見直しを行う必要

同意（承認）基本構想の見直しについては、道府県において政策評価を行うことが望ましく、主務省としては、道府県における的確な政策評価の実施が図られるよう、所要の措置を講ずる必要